
資料編

(1)文化財基礎調査の概要

1)基礎調査の目的

南城市内の文化遺産については、これまで国・県指定文化財等の一部については、詳細な調査が行われてきたが、未指定のものについては悉皆的な調査が行われていなかった。また合併前に調査された旧町村の台帳等も様式が統一化されていないのが課題だった。南城市歴史文化基本構想を策定するにあたり、市民が地域の文化遺産の価値を知り、親しみを深めながら、まもり・活用していく必要が求められる。そのためには文化遺産の特徴や歴史的背景をわかりやすく説明することが重要であり、情報発信を行うことで新たな文化遺産の発掘へつながることが期待できる。また、文化遺産の調査や整備等の履歴はまちづくりや開発行為の調整にも役立つと考えられる。

よって、「文化財の総合的把握モデル事業」の3ヵ年の間、歴史文化基本構想の策定と併せ、市内の指定・未指定を含めた地域の文化遺産の実態とその価値を確認し、今後の活用にあつたことを目的に文化財基礎調査を実施した。

2)基礎調査の対象

文化遺産は地域や個人の視点によってその価値基準は多様性があると考えられる。本調査では、市内に分布する様々な文化遺産を拾い上げることが大きな目的だが、文化遺産の経年性や地域における重要性などを鑑みた評価が必要となる。本モデル事業においては、以下のとおり、調査の対象範囲や抽出手法を設定し調査にあつた。

- 文化遺産は、50年以上が経過したものを対象とする(第二次世界大戦段階の戦跡は含む)。
- 拝所や井戸などは、集落単位で共有され、継承されてきたものを対象とする。家や門中単位の拝所については、歴史的由来が明確で市民全体で共有できるものについては抽出する。
- 民話・伝承・地名などのうち、空間的要素とつながりのあるものについては、有形の文化遺産の整理のなかで位置づける。

3)基礎調査の手法

①リストおよびマップの作成

既存の「南城市遺跡分布地図」をベースとし、これに文献資料で確認されたもの、ワークショップでのヒアリング・現地調査で得られたものを加え、リストとマップを作成した。

文化遺産リストには、名称や所在地、概要、タイプ、時代区分、土地利用など基本的な情報を整理している。また、リストでは消失したものも含めて確認できたものはリストアップするように努めた。

なお、マップ情報(文化財および遺跡の名称と位置・範囲)は、市の地理情報システム(GIS)においてデータ化されており、災害の危険性や開発規制、土地利用状況などの空間情報と文化財情報を重ね合わせる事が可能である。これによって都市計画やまちづくり等の開発にあつた関連部署との情報共有が可能となり、今後、文化遺産を生かしたまちづくりを進めていく上で有効である。

② 悉皆調査(カルテ化)

リストアップされた文化遺産のうち、個々の文化遺産の関連情報をカルテとして記録するため悉皆調査を行った。

リストアップされた文化遺産は1,000件以上に及ぶ膨大な件数であり、市内全域を悉皆的に調査するには、長期的な時間が必要となる。さらに市民参加による調査が本構想の趣旨として望ましいが、調査手法や指導体制等の確立等、実施にあたっての課題もある。そこで本モデル事業における基礎調査では、市内の一部に対象地域を絞りこみ、調査員による調査を行い、将来の市民自ら調査可能なカルテのモデルとして位置づけるものとする。対象地区は、「歴史文化保存活用区域」に含まれる佐敷字佐敷、大里字大里西原、知念字久手堅、知念字知念、玉城字百名、玉城字糸数の6地区とした。

調査手順は、①対象とする文化遺産について名称や所在地を把握する。②文献調査により既知の情報を整理するとともに、地理情報システムを参照して開発規制等の空間情報を確認する。③現地調査およびヒアリング調査を行い、図面採取や写真撮影により対象の規模・形態を記録した。なお、無形の文化遺産については、地理情報等は省略されるがそれに準じた情報を記録している。さらにリスト・カルテ化した情報は、「南城市文化遺産データベース」として、検索や情報の追加更新が可能なように整理した。データベース整理や管理にあたってはMicrosoft Office Accessを用いた。

なお、今回の調査結果に基づき、市民主体による基礎調査が実施できるよう取り組みについては、保存活用計画で位置づけている。

図 基礎調査の手法と今後の展開

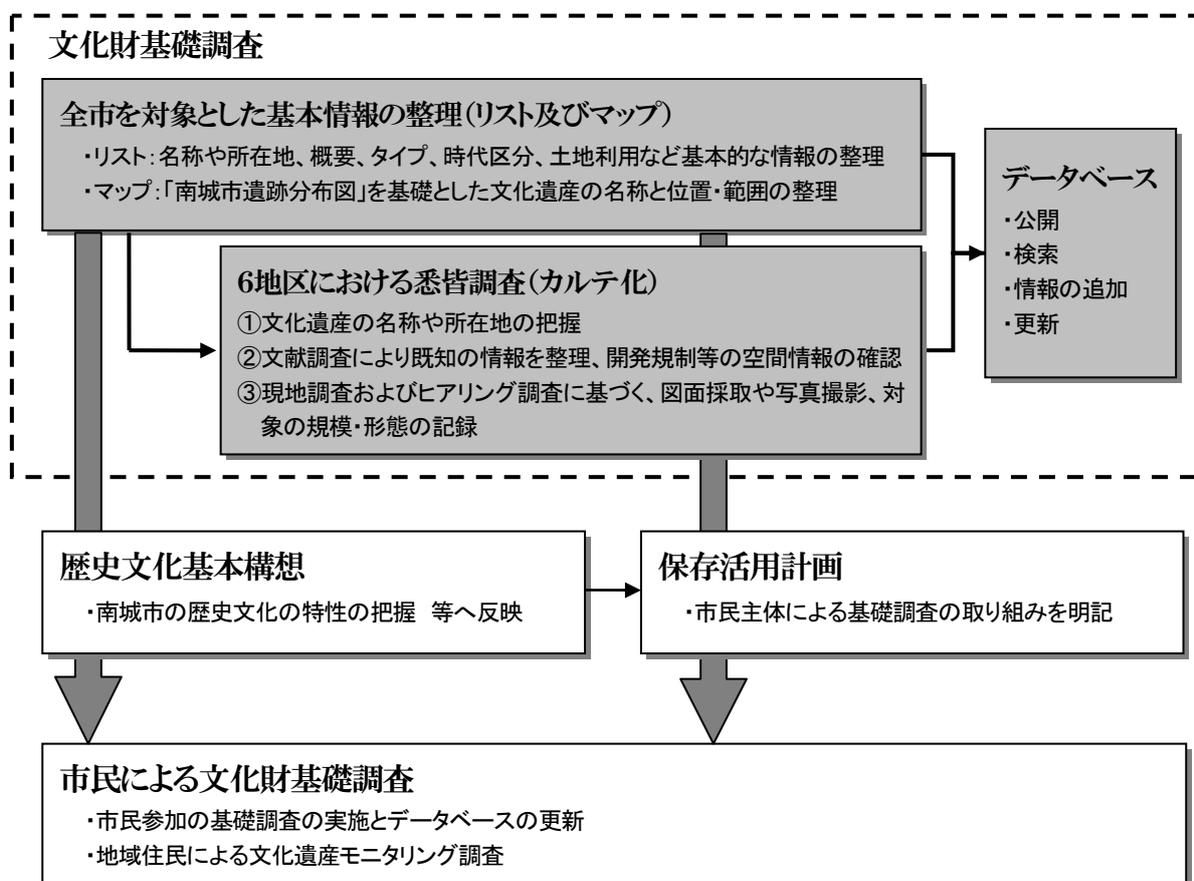


図 カルテの例示

南城市文化遺産カルテ

文化遺産ID	糸敷01	文化財タイプ	グスク
名称	糸敷城跡	指定状況	国指定
ふりがな	いとかずじょうせき	種類	記念物
		分類	史跡

解説文

史跡 糸敷城跡(昭和47年5月15日 国指定)
この城跡は、現在の糸敷村南側の断崖上に築かれた古城で、築城年代は不明ですが、玉城按司が次男を大城按司に、三男を糸敷按司に任じたという伝説があり、おそらく「三山分立時代」の初期14世紀前半の築城であろうと思われる。
城壁は野面積みと切石積みと両方用いられ、切石積みの部分が最も高く約6メートルで、この上立つと太平洋と東シナ海が眼下に望めます。
構造的には比較的単純な城で、西側は断崖を利用し、東北東に城門をひらいています。

写真1



観察・調査記録

城全体の東側半分ほどの城壁が残っている。正門から南側には方形に突出した石礎があり、見張や追撃の機能を果たしたものとみられる。藤井尚夫氏の測定後図面によると南西側の総壁を伴って正殿があったとしている。

所在地

玉城 糸敷竹之口原、歴敷原

面積/規模・形態/員数

82,806㎡
琉球石灰岩の台地上に築かれた約5haの石積み城郭が中心となっている。

時代区分

グスク時代(古琉球)

利用状況

文化庁「歩き・み・ふれる歴史の道」事業第11回全国大会のコースにも含まれた。2009年8月には地元糸敷区の旗ガーエーが初めて城内で行われた。

利用案内

見学可/糸敷入口「バス停より500m」
山林、原野

土地利用

山林、公共空地、公共施設用地

南城市文化遺産カルテ

文化遺産ID	糸敷01	文化財タイプ	グスク
名称	糸敷城跡	指定状況	国指定
ふりがな	いとかずじょうせき	種類	記念物
		分類	史跡

写真2



写真3



図版等



備考

一般に公園/野面積みが大部分で、一部は切石積。2010年3月27日の地震で石垣が幅3メートル、高さ5メートルにわたり崩れた。
写真等出典
図面等「玉城城跡現況地図」(糸敷城跡発掘調査報告書1)

南城市文化遺産カルテ

文化遺産ID	佐敷20	時代区分	王国
名称	与那嶺殿	文化財タイプ	御殿・拝所
ふりがな	よなみねどうん		

解説文

与那嶺井の東方約150mの位置にある。この殿には与那嶺ムツの先住者が築られているという。建造年代は不明。昭和55年頃まで宇佐敷の郷川家が管理していたが、現在は宇佐敷が管理している。(『佐敷町の文化財』)

写真1



観察・調査記録

殿の中には、方形の石製香炉が4つあり、それぞれ香炉の上に石(栗石か)が置かれている。

所在地

佐敷 佐敷830-1(与那嶺原)

面積/規模・形態/員数

—
栗石柱、ブロック壁、セメント瓦葺。幅約2.9m×奥行1.8m×高さ約2m。
—

利用状況

—

利用案内

見学可

所有形態・所有者名

—

管理/保護団体名

宇佐敷

土地利用

山林

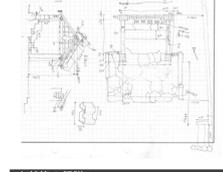
南城市文化遺産カルテ

文化遺産ID	佐敷20	時代区分	王国
名称	与那嶺殿	文化財タイプ	御殿・拝所
ふりがな	よなみねどうん		

写真2



図面等



文献等の解説1

与那嶺井の東方約150m、与那嶺井ガマル(現在は無い)の南方約150mの位置にある。4本の栗石の柱で支えられ、壁はブロック積み、セメント瓦葺きである。桁や椽には杉材が使われている。この殿には、与那嶺ムツの先住者が築られているという。建造年代不明。1980年(昭和54年)頃まで宇佐敷の郷川家が管理していたが、現在は宇佐敷が管理している。宇佐敷には、5つの殿があるが、昔はウマチー(旧暦2月、5月、6月)に、馬を風呂敷で巻飾り、鞍掛けをして根神を乗せ、それを先頭に多くの字長が陣んで踊ったという。拝みの遺蹟は、首

文献等の解説2

「ク(ヤマ)の南方に位置する。4本の栗石を柱にセメント瓦葺きであり、桁や椽には杉材が使われている。与那嶺村の先住者が築られているという。宇佐敷にある5つの殿の中で最も管理状況が良い。出典『佐敷グスク整備基本構想報告書』

参考文献

『佐敷町の文化財』(佐敷グスク整備基本構想報告書)鎌倉芳太郎(編)と那嶺殿

開発規制等

農振農用地、農用地区域

備考

写真等の出典
図面等「与那嶺殿スケッチ・平面図」(鎌倉芳太郎資料集)

4) データベースの項目

リスト及びカルテ化にあたっては以下の項目に基づいている。

表 データベース情報一覧

	項目名	概要	リスト	カルテ
基本情報	ID	字別に整理番号を付す	○	○
	名称・ふりがな	名称は漢字表記を原則とし、方言名や別名はカッコで表示	○	○
	所在地(住所)	字名に加え地番を表記	○	○
	面積/規模・形態/員数	文化財敷地の規模、寸法、材質等、文化財の個数、内容	○	○
	時代区分/成立年代	文化遺産の発生時期が明らかなものは記載。区分は沖縄の歴史時代区分(貝塚時代、グスク時代、古琉球、近世、近代、現代)による	○	○
	文化財タイプ	南城市文化遺産類型による	○	○
	関連文化財群	関連文化財群に該当するものはテーマ名を記録		○
	関連キーワード	類型、時代の項目に記載した以外のキーワードがあれば記録(検索用)		○
	利用案内	自由に見学可能か等の利用情報		○
	解説文	カルテ公開用の解説の作成または文献等から抜粋	○	○
	利活用状況	祭祀、イベント、公園、利水等の利用状況		○
調査記録	観察・調査記録	現地調査、聞き取り調査の内容を記録		○
	文献等の解説	文献による代表的な解説を整理(3件程度)		○
	写真/実測図面	位置確認をおこなった文化遺産の写真及び簡易実測図		○
	参考文献・主な史料	文献名称、執筆者、初出年、掲載誌		○
	伝承・言い伝え	文献等における伝承、聞き取り調査で得られた伝承を記録		○
	備考	別途、調査で得られた関連事項を記録		○
管理情報	所有形態/所有・管理者	民有地等の区分/氏名または名称		○
	所有者・管理者連絡先	必要に応じ住所・電話番号等。		○
	地目	土地登記簿等による土地の主たる用途		○
	土地利用	土地利用現況を整理、必要に応じ計画動向も記録	○	○
	開発規制等	文化財周辺の開発規制の動向		○
	現状変更等の記録	現状変更の内容と年月日、破損、復旧等の履歴		○
	整備調査・計画の履歴	文化財整備に向けた調査または整備計画の名称、その主体と年月日		○
指定及び登録文化財	指定区分/種類/分類	国指定、県指定、市指定の分類	○	○
	指定・登録年月日/告示年月日/告示番号	指定・登録年月日、告示年月日、告示番号	○	○
	指定/登録履歴	指定の履歴(例: 県指定後に国への上位指定等)		○
	指定/登録基準	指定基準等		○
	指定/登録理由	指定理由等		○
	管理/保護団体指定年月日	管理・保護団体の指定年月日		○

5) 南城市の文化遺産の体系

文化財保護法では、指定・登録文化財を有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財（芸能・工芸技術）、民俗文化財（無形・有形）、記念物（史跡・名称・天然記念物）などに分類しているが、その地域の歴史文化の特徴を捉えるには、南城市独自の分類が必要と考えられる。そこで本調査においては、以下に示した17の文化遺産のタイプを南城市の文化遺産分類として用いた。

表 南城市の文化遺産分類別の件数

分類	内容	国指定	県指定	市指定	未指定	合計
①グスク	グスク、グスク跡	3	2	4	20	29
②御嶽・拝所	御嶽、殿、火神、風水等の拝所	1	0	10	308	319
③樋川・井戸	カ一、共同井戸、拝井泉、樋川、歴史的水路	1	0	10	380	391
④旧道	宿道、歴史の道	0	0	0	7	7
⑤集落要素	石畳、石垣、並木、チンマーサー、石獅子、古民家、スージ	5	0	4	65	74
⑥墓	神御墓(礼拝墓)、門中墓、歴史的人物の墓	0	2	2	35	39
⑦埋蔵文化財	貝塚、住居跡、生産遺跡など各種遺跡・遺構(城跡は除く)、遺物散布地、出土地	1	0	1	119	121
⑧戦跡・近代化遺産	戦争遺跡、近代化遺産、慰霊碑・忠魂碑	0	0	1	149	150
⑨他の史跡・建造物	上記に含まれない史跡や建造物	0	0	2	21	23
⑩自然環境	動物、植物(巨木、群落等)、地質	0	3	7	8	18
⑪伝統祭祀	村落祭祀、儀礼・行事	0	0	1	10	11
⑫芸能	組踊、村芝居、民謡、舞踊	0	0	14	5	19
⑬生産技術	農耕習俗、漁撈習俗、農地、漁場	1	0	0	2	3
⑭美術工芸品	絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍	0	0	0	2	2
⑮古文書・考古資料	古文書、考古資料(出土品)、歴史資料	0	0	2	2	4
⑯工芸技術	陶芸、染織、漆芸、金工、木工	0	0	0	0	0
⑰文芸・民話	琉歌、祭祀歌謡、民話、昔話	0	0	0	1	1
合計		12	7	58	1,134	1,211

南城市の文化遺産の特徴は次のように整理できる。

①グスク

グスクには、いわゆるグスク跡ほか、歴史・考古学的な裏付けはないものの地域でグスクと呼ばれている史跡が含まれ、南城市内に29件が分布している。2千平方メートル以上の大型グスクは5件だがいずれも指定文化財に登録されている。2千平方メートル以下の小型グスクには、根石グスクやミーグスクのように大型グスクの築城・拡張過程と関わりの大きなもの、ミントングスクやギリムイグスク（御嶽）のように、グスク全体が拝所化されているところもある。また、グスクに関連する歴史的人物の墓や史跡、伝承も多数ある。

②御嶽・拝所

全体として御嶽・拝所の個体数が多く総数として319件確認された。御嶽・拝所には、集落の聖地である御嶽、集落のムラ建てにまつわる拝所、風水、竜宮神など生業に関する祠、またそれらに遥拝する遥拝所などが含まれる。これらは県内全域に比較的共通する事項であるが、南城市においては特に、斎場御嶽など国家儀礼に関わる御嶽・拝所が多数みられる。

③樋川・井戸

樋川・井戸は391件確認されている。湧水の分布の多さは琉球石灰岩が発達した地形と関わりが深い、南城市においては、穀物起源の神話や伝承に由来する湧水や、東御廻り（アガリウマーイ）などの拝所となっているカーのほか、近代の簡易水道に利用された井戸跡なども多数残されている。本調査では基本的には、集落共同で活用されたものを対象に抽出したが、個人所有の古井戸も相当あると考えられる。

④宿道

宿道とは、琉球王国時代の王都首里と各地の間切番所（現在の役場）を結ぶ幹線道路にあたる。また坂などの特徴のある旧道は地名が残されており、本調査ではこうした特徴的な地名が残る場所を旧道として抽出している。

⑤集落要素

集落要素とは、沖縄の伝統的集落を構成する、屋敷の石垣や並木、石畳、石獅子、石畳道、古民家などが該当する。本調査では指定済の古民家や巨木、石畳道の他に、集落の鎮護に置かれる石獅子や、農耕や遊興や葬送の際、集落共同で利用するクムイ（溜池）、馬場跡、ガンヤー（龕屋）が多数抽出された。

⑥墓

墓については、歴史的人物の墓、集落で信仰の対象となっている古墓等を対象に抽出しており、39件が確認された。そのうち大城按司の墓や佐敷ようどれは県指定とされているが、歴史的経緯だけでなく、墓の形状が特異なものとして評価されている。また、市内にある墓や多くは、崖地や岩陰を利用したものが多い。墓室内は未調査の墓も多く、被葬者の特定などの悉皆調査が望まれる。

⑦埋蔵文化財

埋蔵文化財は121件あり、琉球石灰岩洞穴や海岸近くには貝塚時代の遺跡、集落周辺にはグスク時代から琉球王国時代にかけての遺跡が分布している。

⑧戦争・近代化遺産

戦争・近代化遺産とは、明治時代から第二次世界大戦に関わる近代の文化遺産である。沖縄本島南部地域は激戦地となった場所であり、南城市域にも防空壕や軍の陣地跡などがある。高台に位置したグスク等は、軍の陣地として利用されたところもあり、砲台や壕跡が確認されている。また終戦直後には、集落ごとに慰霊塔が建立されており、戦後の建立物だが戦跡に類する文化遺産として抽出した。

⑨他の史跡・建造物

他の史跡・建造物とは、上記の①～⑧に含みにくいものを本類型に当てはめている。番所や旧家、サーターヤーの跡等の生活や生産に関わる史跡や、伝承の残る巨石などが抽出された。

⑩自然環境

自然環境に関連する文化遺産は18件ある。巨木などランドマークとしての文化遺産のほか、南城市には、洞窟や奇岩といった沖縄本島南部に特有な琉球石灰岩を母体とした地形や、サンゴ礁の発達した海岸があり、そこには海岸植物群落や断崖岩場の植物群といった特有の植生が展開している。

⑪伝統祭祀、⑫芸能

南城市には年間数十件もの伝統祭祀があるが、集落単位の行事は区長や議員、宇の神役を中心に行われている。特に久高島の存在が特筆され、その行事は年間30件を超える。

伝統祭祀や芸能は、基本的に一体として行われており、沖縄本島南部にみられるヌーバレーや綱引きなど伝統祭祀において芸能が披露される場面も多く、集落単位で伝統祭祀や芸能が受け継がれている。村芝居で披露される組踊や舞踊、場の清めや奉納で披露される棒術や獅子舞など、集落において継承される演目や内容に個性がみられる。

⑬生産技術

生産技術には、農耕習俗や漁撈習俗といった技術・習俗や、農地や漁場などが含まれ、3件が分布している。特に親田や三穂田、ウファカルといった穀物起源にまつわる水田が多く、また久高島の漁撈習俗など漁業に関する文化遺産も存在する。

⑭美術工芸品

美術工芸品は、今回は勾玉2件を確認した。このタイプは絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍などが想定されるが、個人蔵がほとんどであり、市史調査にあわせた把握が今後必要となる。

⑮古文書・考古資料

古文書・考古資料は、暫定的に4件の資料を抽出している。古文書類については、市史調査が行われており、市内の所蔵数は今後把握される予定である。また考古資料はこれまで発掘された埋蔵文化財の出土物として遺構別に管理されているため、今後は、文化遺産の総合的な管理を進めるためにリストへの統合方法を検討していく必要がある。

⑯工芸技術

工芸技術については、伝統的工芸を製作する技術を想定しているが、今回の調査では南城市の特徴を示すような個人や団体は把握できなかった。市内には、南城織の活動や陶芸工房や三線製造の工房など、伝統的

技法を現代の創作に活かしていく取り組みもみられ、文化遺産を支援する技術として今後育成していくことが望まれる。

⑰文芸・民話

文芸・民話は、『おもしろさうし』にみられる祭祀歌謡や琉歌、民話が想定されるが、今回は1件ずつの抽出は行わず、今後、市史調査等をふまえたリストへの統合を図るものとする。

(2) 上位・関連計画の状況

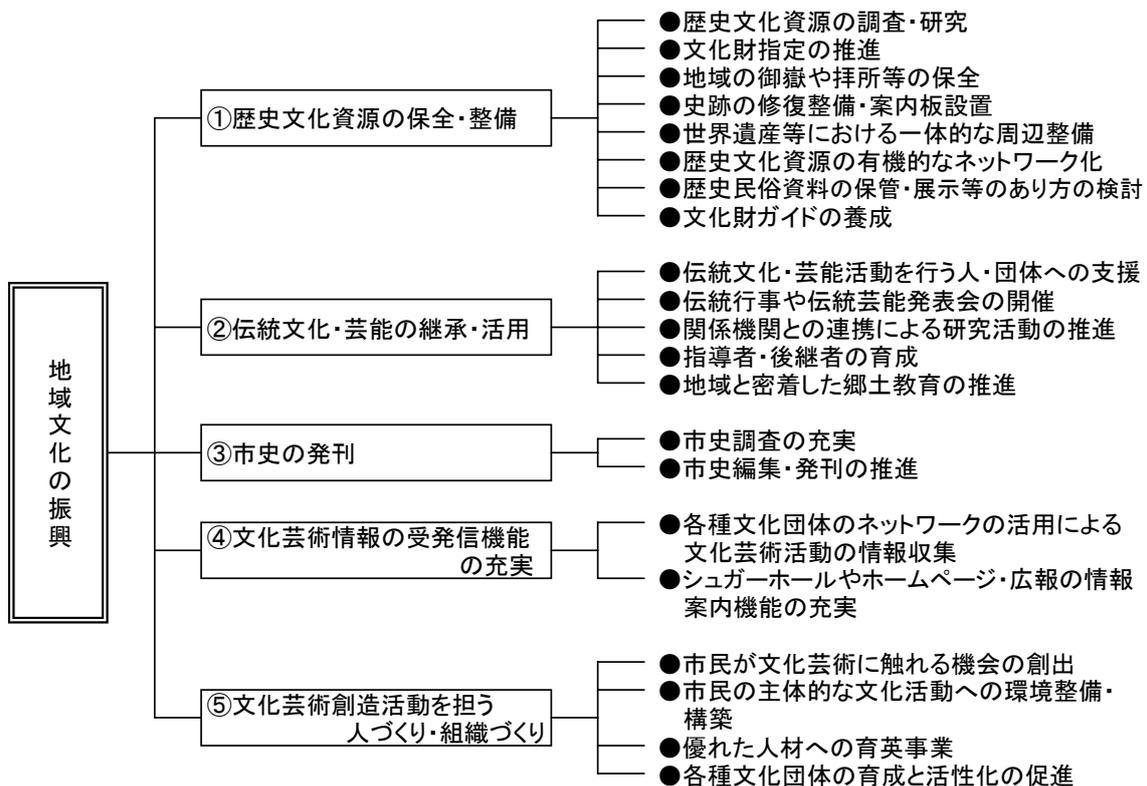
1) 第1次南城市総合計画(平成20年3月)

南城市のまちづくりの根幹をなす「第1次南城市総合計画」では、基本構想において市の将来像を「海と緑と光あふれる南城市」とし、さらに7つの基本方針を設定している。

基本計画においては、7つの基本方針のうち「(2) 心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり」において、地域文化の振興として、①歴史文化資源の保全・整備、②伝統文化・芸能の継承・活用、③市史の発刊、④文化芸術情報の発信機能の充実、⑤文化芸術創作活動を担う人づくり・組織づくりを施策の方向性としている。

南城市総合計画 基本構想(平成 20~29 年)	
市の将来像	海と緑と光あふれる南城市 自然の恵みである「海」と「緑」と 太陽・歴史資産・地域活力の「光」が一体となって発展する都市
まちづくりの目標	(1) 地域に根ざした活力ある産業のまちづくり (2) 心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり (3) 温もりあふれる福寿(健康・福祉)のまちづくり (4) 市民と相互理解を深める交流のまちづくり (5) 安全で安心、快適な暮らしを支える住みよいまちづくり (6) 人の和が支える市民主役の協働のまちづくり (7) 市民の心で世界へつなぐまちづくり

■基本計画における「(2)心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり」の施策

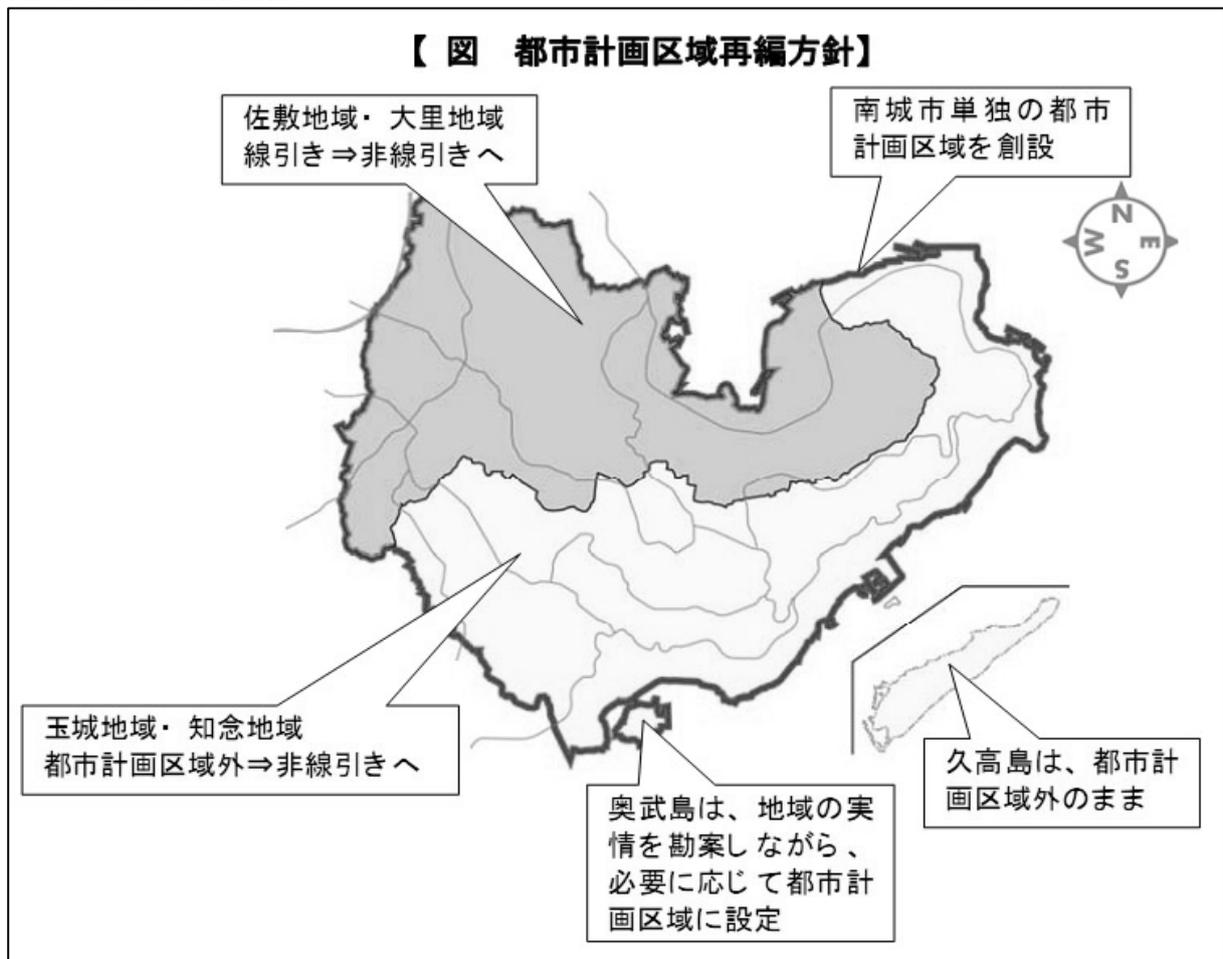


3) 南城市都市マスタープラン(平成21年11月)

本計画は南城市における20年後を見据えた都市計画の基本方針、将来ビジョンとして策定されたものである。南城市はこれまで、那覇広域都市計画区域に属す地域（佐敷地域・大里地域）と都市計画区域外の地域（玉城地域・知念地域）が市内に混在しており、土地利用の規制が異なる状況にあった。そこで、市域の一体的な土地利用を図るという主旨から、那覇広域都市計画区域から離脱し、南城市単独の非線引きの都市計画区域として見直しを図られ、平成22年8月より新たな都市計画区域制度がスタートしている。

新しい都市計画区域の下では、都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導について、市街化区域・市街化調整区域による区域区分（線引き）を適用しないことになる。非線引き都市計画区域は、土地利用に関する規制が市街化区域より緩やかであり、したがって開発許可の規制も緩やかになる。例えば、非線引き都市計画区域にも開発許可制度が適用されるが、許可を受けるべき開発の面積は3,000㎡以上であり、市街化区域の1,000㎡以上に比べると緩やかである。

図 都市計画区域再編方針



新たに導入される制度としては、「特定用途制限地域」及び「風致地区」制度の導入が位置づけられている。「特定用途制限地域」とは、建ててほしくない建物用途を設定し、これを規制する制度であり、市街地を除く全域で、市街化調整区域に代わる特定用途制限地域を指定することが可能となる。市内では地域の特性に応じて特定用途制限地域を5つのゾーンに分け、建物用途を設定している。

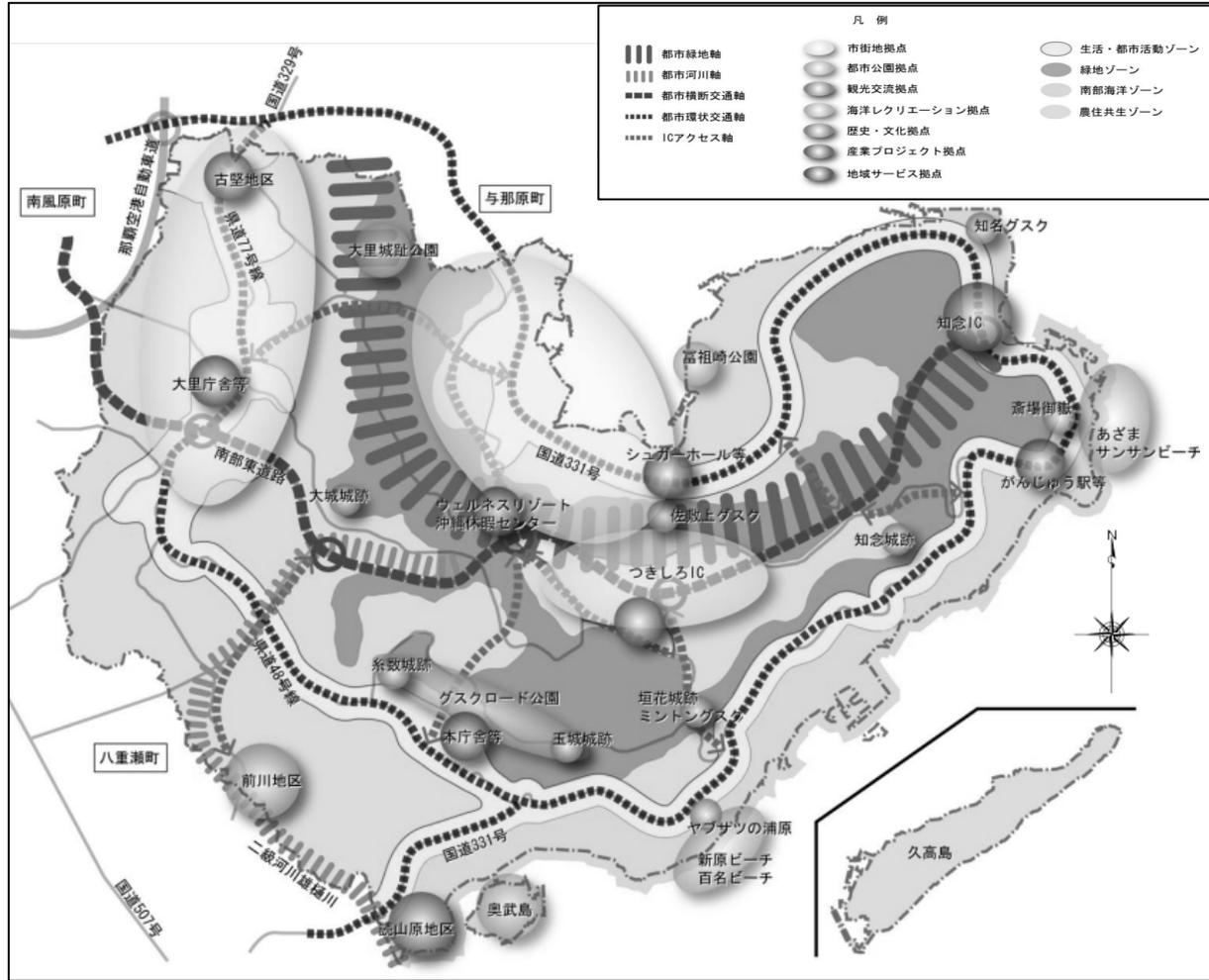
表 特定用途制限地域のゾーン区分

ゾーン名称	指定を予定する場所	相対的な規制強度
産業環境地区	既存工業集積地	緩い ↑ ↓ 厳しい
幹線道路沿道地区 市街地型	将来市街地内の幹線道路沿道	
幹線道路沿道地区 農村型	将来市街地外の幹線道路沿道	
リゾート環境地区	拠点的な観光地周辺	
居住環境保全地区	上記以外の地域	

「風致地区」とは、住宅の新築などの際に周辺の自然景観と調和する仕様（高さ抑制等）を義務づける制度であり、本都市マスでは、森林に覆われたハンタ緑地や丘陵地、重要な歴史文化遺産が分布する地域及びその周辺部の約1,100haについて1種と4種を指定している。1種の建物規制は高さ8m以下、建ぺい率20%以下、緑地率50%以上であり、4種は高さ10m以下、建ぺい率40%以下、緑地率20%以上となっている。つまり、風致地区を指定することによってこれまでより建物を建てにくい状況とし、景観や緑地の保全を図りやすくする狙いである。

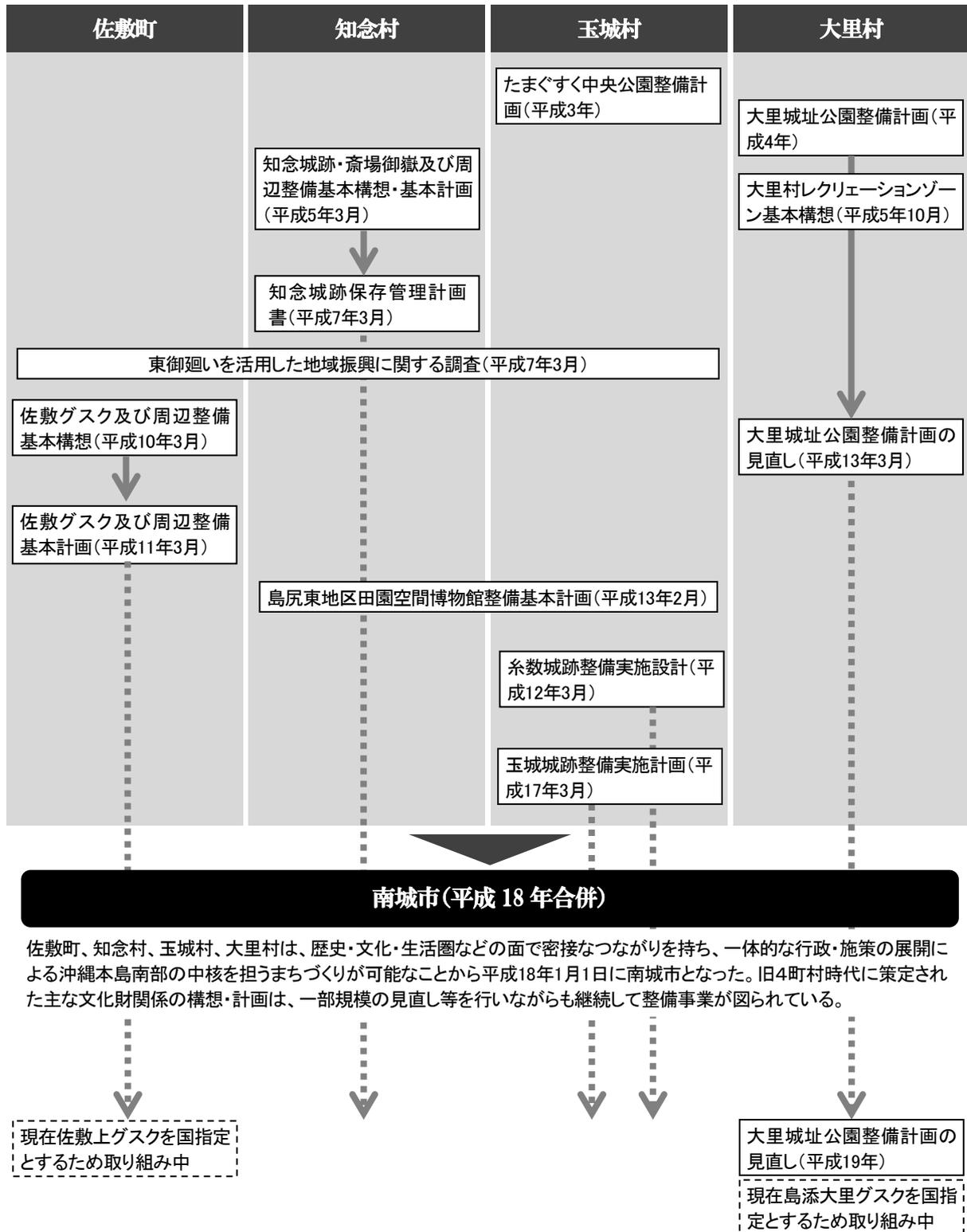
以上のような現行法令を土台としながらも、景観法の活用やまちづくり条例の制定などそれを補完する法制度の導入を適宜検討しながら、南城市らしい土地利用の規制・誘導を図っていく予定である。

図 将来都市構造



4) 文化財関連先行計画等での位置づけ

旧4町村時代に策定された文化財関係の主な構想・計画は以下のとおりであり、ここではこれらの先行計画での文化財の位置づけを整理する。なお、特定の場所に関する構想・計画が複数ある場合は、最新の構想・計画を整理している。



①知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画(知念村 平成5年3月)

本計画は、知念村全域に広がる文化財及び歴史環境を守り受け継ぐため「(仮称) 朝陽の里道構想」を提案し、斎場御嶽と知念城跡を中心に位置づけて、その保存・整備の計画を定めたものである。斎場御嶽・知念城跡ともに歴史的風致・空間の回復や、聖域の尊厳性を確保することなどが盛り込まれている。

斎場御嶽及び周辺については、歴史的風致の回復を目指し平成6年度から整備事業が進められ、平成12年12月には「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のひとつとして、ユネスコの「世界遺産条約」に基づく世界遺産リストに登録された。

知念城跡及び周辺については、本計画をもとに平成7年に「史跡知念城跡保存管理計画書」が作成された。また平成11～12年度にかけて土地の公有化が図られ、現在「知念城跡保存修理事業」が進められている。

■朝陽の里道構想

村内5ヵ所を文化財集積ゾーンとし、歴史的道筋によるネットワーク化、南部一帯の史跡を巡る沖縄のみち計画との整合を図ることを位置づけている。

図 朝陽の里道構想図(一部加筆)

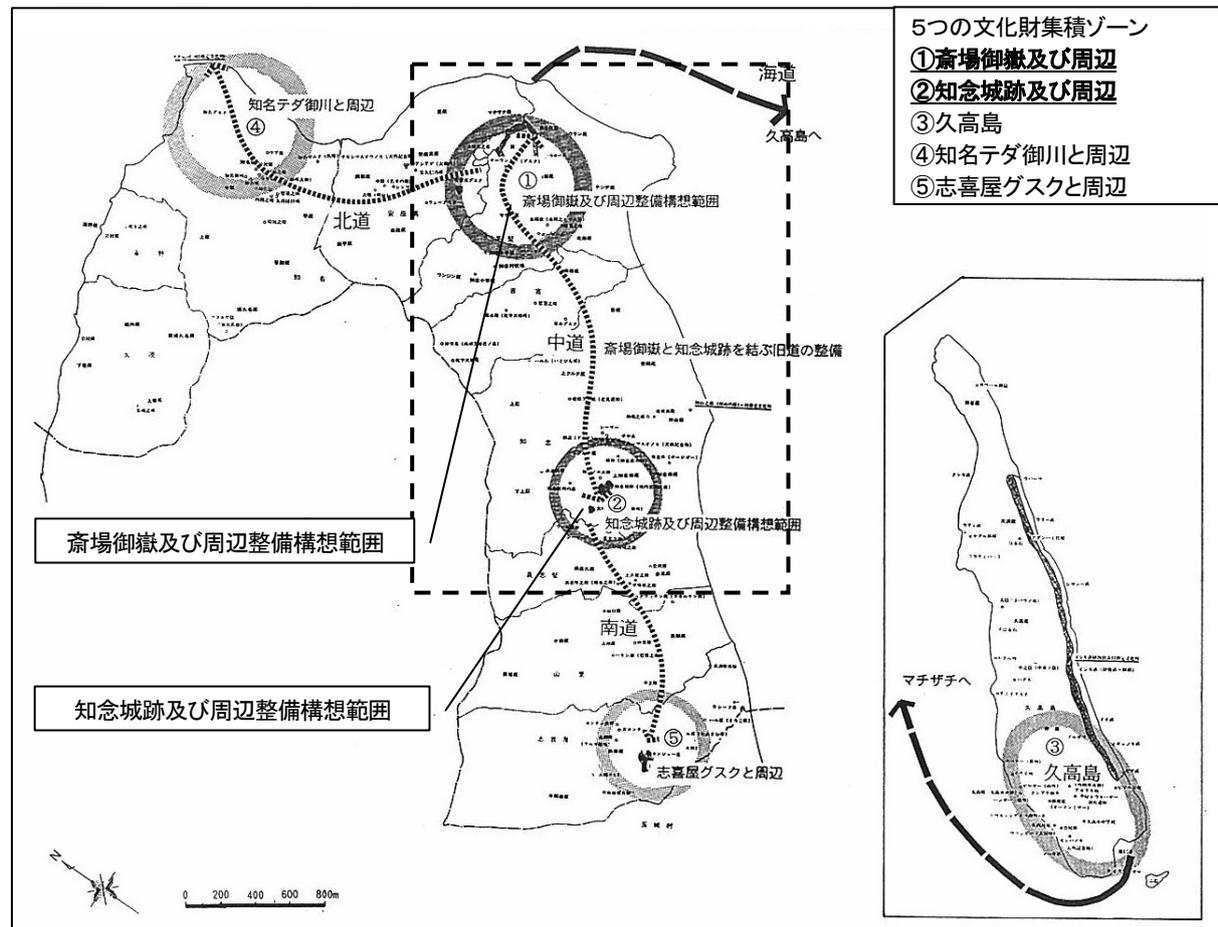


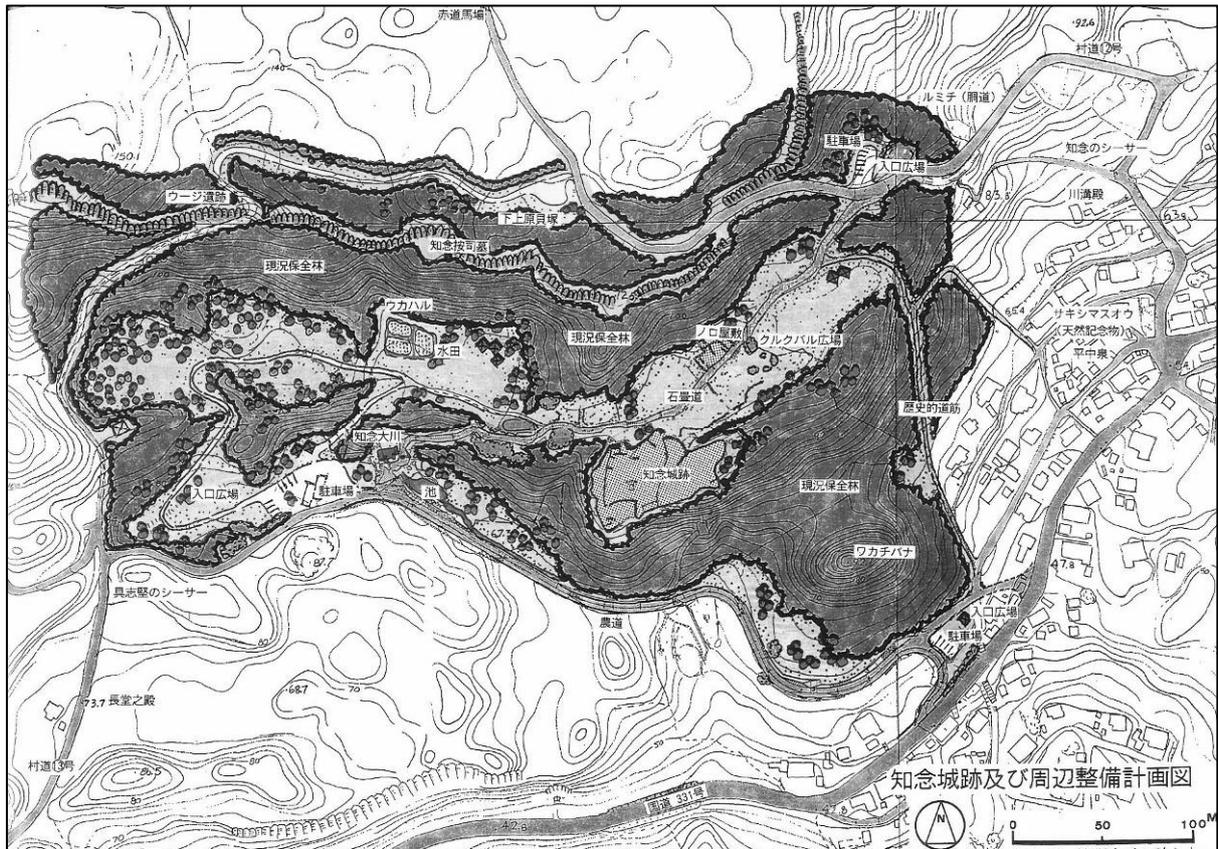
表 齋場御嶽及び周辺、知念城跡及び周辺における整備の方針

方針	齋場御嶽及び周辺	知念城跡及び周辺
歴史的風致・空間の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・大庫理、三庫理、寄満の祭祀空間の史実にのっとりた復元整備。 ・御新下り御仮屋敷空間の再現。 ・御嶽全体を被う石灰岩植生を保全し、外来樹木等の撤去。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知念城跡東に隣接する古いグスクは、復元整備を図る。 ・遺構確認調査や歴史的資料の十分な調査によって、復元の時代設定と復元の対象となる建築物を設定し、歴史的空間の回復を図る。
聖域の尊厳性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・尊厳性を高めるために、中心部分を包囲する歴史的環境を十分確保する。 ・御新下り御仮屋敷跡の空間復元。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地区とその周辺について、現況の地形や植生を可能な限り保全する。 ・祭祀空間についても、保全・復元を図る。
一体となった歴史的環境の保全		<ul style="list-style-type: none"> ・城跡の北側に連続する崖は、石灰岩植生を含めて歴史的環境の骨格として保全する。 ・知念按司墓、ウカハルなどの水田等は、往時の土地利用の再現を図る。
歴史的道筋の再現	<ul style="list-style-type: none"> ・久手堅集落方面から齋場御嶽に至る御新下りのルートと、東御廻りのルートを、基本となる道として、史実にのっとり再現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡南側の集落からワカチバナを通過してグスクに至る道と、更に知念大川に下る道を、歴史的な道筋の主ルートとして再現する。 ・石畳の復元整備も行う。
利用拠点・動線	<ul style="list-style-type: none"> ・御嶽資料館、駐車場、高齢者・身体障害者用の進入ルートは、歴史的風致を改変しない範囲で設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧道、駐車場、高齢者・身体障害者用のルートを整備し、利用を高める。

図 齋場御嶽及び周辺整備計画図



図 知念城跡及び周辺整備計画図



②大里村レクリエーションゾーン基本構想(大里村 平成5年10月)

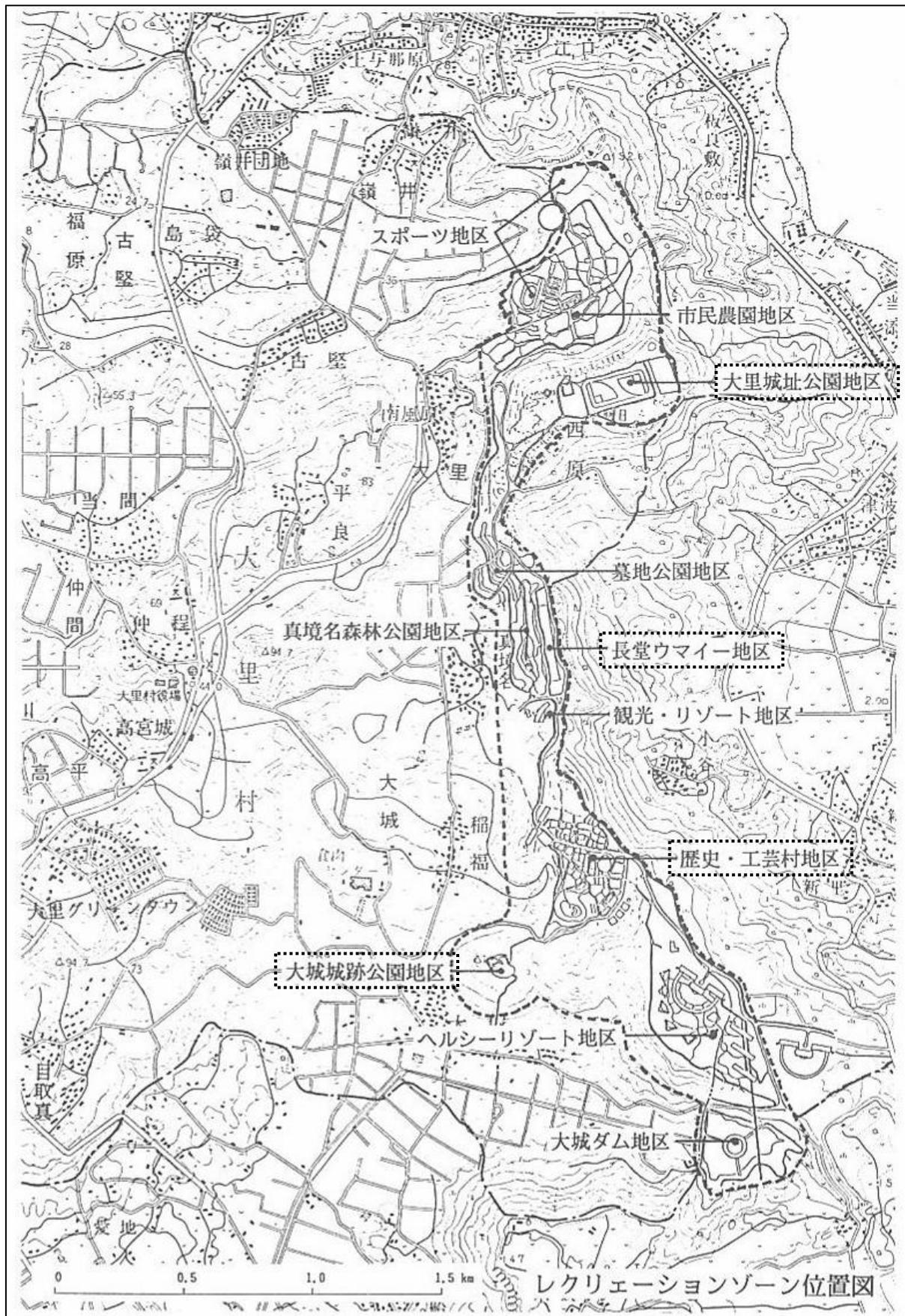
本構想は、大里村の「第2次総合計画」及び「第2次大里村国土利用計画」の中で位置付けられたレクリエーションゾーン構想を、基本構想としてまとめたものである。

本構想では、大里村東部の丘陵地帯(字大里、大城、字嶺井の一部)約190haを、主として文化・観光・保養・スポーツ・福祉に相応しい環境を形成すべき「レクリエーションゾーン」として位置づけている。レクリエーションゾーンは既設施設や文化財、地形等により12地区に区分されているが、なかでも文化遺産に関連して、「大里城址公園地区」、「長堂ウマイー地区」「歴史工芸村地区」「大城城跡公園地区」について、整備の考え方を位置づけている。

表 レクリエーションゾーンの計画(4地区のみ整理)

地区名	範囲	計画
スポーツ地区	6.1ha	(県営ライフル射撃場と大里内原公園)
市民農園地区	20.4ha	(大里内原公園一体の農地)
大里城址公園地区	18.8ha	<ul style="list-style-type: none"> ・大里城址公園地区に関しては、本構想以前にすでに計画が立てられ、事業決定がなされているためその基本計画に従う。 ・文化財調査の結果、大里城址の史跡範囲が広がれば「都市公園」や「総合公園」ではなく、現況の地形や植生を生かしながら、城跡特有の地形や景観を保全し、城壁の石垣や建物を復元するような「歴史公園」として整備する可能性もある。 ・公園にアクセスする道路整備、西原集落の周辺整備が必要である。西原集落は「城下町」としての性格もあるから、赤瓦、石垣、植栽などの環境整備・景観整備などの地区計画が必要である。
墓地公園地区	8.7ha	(西原集落から長堂原の間)
長堂ウマイー地区	2.3ha	・長堂ウマイーの復元として芝生の広場を再現する。
真境名森林公園地区	7.7ha	(真境名集落と長堂ウマイー地区の間に位置する西斜面の傾斜地)
観光・リゾート地区	2.9ha	(長堂ウマイーの北側敷地)
歴史工芸村地区(旧稲福地区)	18.4ha	<ul style="list-style-type: none"> ・旧稲福集落跡を大きく3つに分け、遺跡公園・野外展示場、「琉球青少年の家」地区、「工芸村」地区とする。 ・「琉球青少年の家」地区、「工芸村」地区では、旧集落のたたずまいを復元し、体験学習が出来る場とする。
大城城跡公園地区	9.1ha	・基本的には石垣や井戸、拝所等を再現し、大城グスクを復元するにとどめる。本丸あたりには、休憩所・展望台を設ける程度の整備に留め、大きな建物の建設は行わない。また、本丸以外はキャンプ場として使用する。
ヘルシーリゾート地区	18.0ha	(東雲の岡南側)
大城ダム地域	9.2ha	(大城ダム)
レクリエーション森林地区	—	レクリエーションゾーン全域

図 レクリエーションゾーン区分図(破線は加筆)



※ここに区分されている区域外は、レクリエーションゾーン森林地区とする。

③大里城址公園整備計画の概要(大里村都市建設課 平成13年3月)

大里城址公園は、平成4年に「大里城址公園基本設計」が策定され、都市公園として整備するとともに、ヘルシーリゾート構想やレクリエーションゾーン構想の拠点として位置付けられた。平成12年には西原区の代表者及び内外の専門家・有識者からなる「公園整備専門委員会」において基本設計の見直しが行われ、グスクや集落景観を圧倒する大型施設を除外し、島添大里グスクとその周辺の自然や歴史的資源を活かした整備を充実させる内容となっている。また、本計画では「環境を保全する」、「体験する」、「地域と連携する」ことを、管理・運営の大きな柱として設定している。

■公園整備計画の見直し

さらに本計画は、南城市が誕生した翌年の平成19年にコスト低減を目的として再度見直しが行われている。その際の見直しにおいては、区民参加によって設定された平成12年度の基本計画を継承しながら、管理施設の規模の縮小、農業体験施設の将来計画への移行、維持管理費捻出のためのパークゴルフ場整備を決定している。

大里城址公園は市指定史跡であるが、国指定への格上げ指定を目指し、見直された整備計画に基づいて整備事業を進めている。

表 整備の基本方針

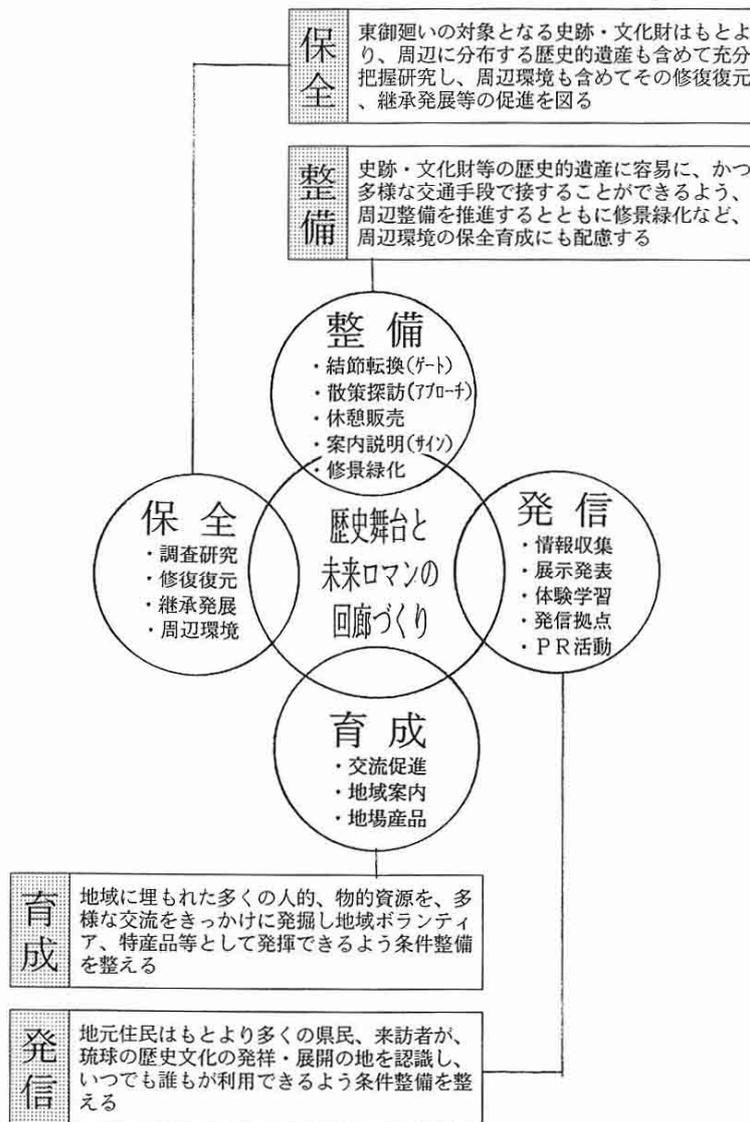
方針	内容
石灰岩の森の自然に親しむ公園	島添大里グスク一帯は、島尻地域の貴重な自然観察拠点のひとつであるため、琉球石灰岩の森の自然を尊重し、自然に親しむ公園として整備する。
歴史・文化に親しむ公園	自転車道やグスクロードによるグスク群との連結も視野に入れて、島尻の歴史・文化を楽しく理解できる公園として整備する。
体験する楽しさを発見する公園	自然と緑に親しむ施設整備を行い、都市と農村の交流を図る。また都市の自然回復や緑化の拠点となる公園として整備する。
風景を楽しむ公園	島添大里グスクとその周辺の現状の自然環境を尊重しながらも、自然と歴史に配慮した風景の復元と創造を行う。また、その風景作りの努力が隣接する地域及び村全体に広がるよう配慮する。
おおらかに遊ぶ公園	地形や現存する森を尊重し、その条件を活かして自然の中でのびのびとおおらかに遊ぶ空間と設備の整備を図る。
地域活性化の拠点となる公園	大里城址公園は、村全体のレクリエーション活動の拠点となり、村のシンボルとして地域の人々の誇りを表す。地域の人々に愛され、地域コミュニティの育成の場として活用されるように整備を進める。

④東御廻いを活用した地域振興に関する調査(玉城村・知念村・佐敷町 平成7年3月)

本調査は、南部地域の活性化を図るために玉城村、知念村、佐敷町の3町村が共同で実施したもので、東御廻いを沖縄の歴史・文化の学習の場として、また聖地巡礼の道として位置づけ、新たな観光資源として活用するための基本構想となっている。

具体的な方針としては、保全・整備・育成・発信の4領域についてとりまとめ、またそれらを整備するための5つの留意点に配慮することとされている。さらにこれらを踏まえ、「歴史舞台と未来ロマンの回廊づくり」を基本コンセプトに5つのモデルコースが設定されている。

図 整備の方針



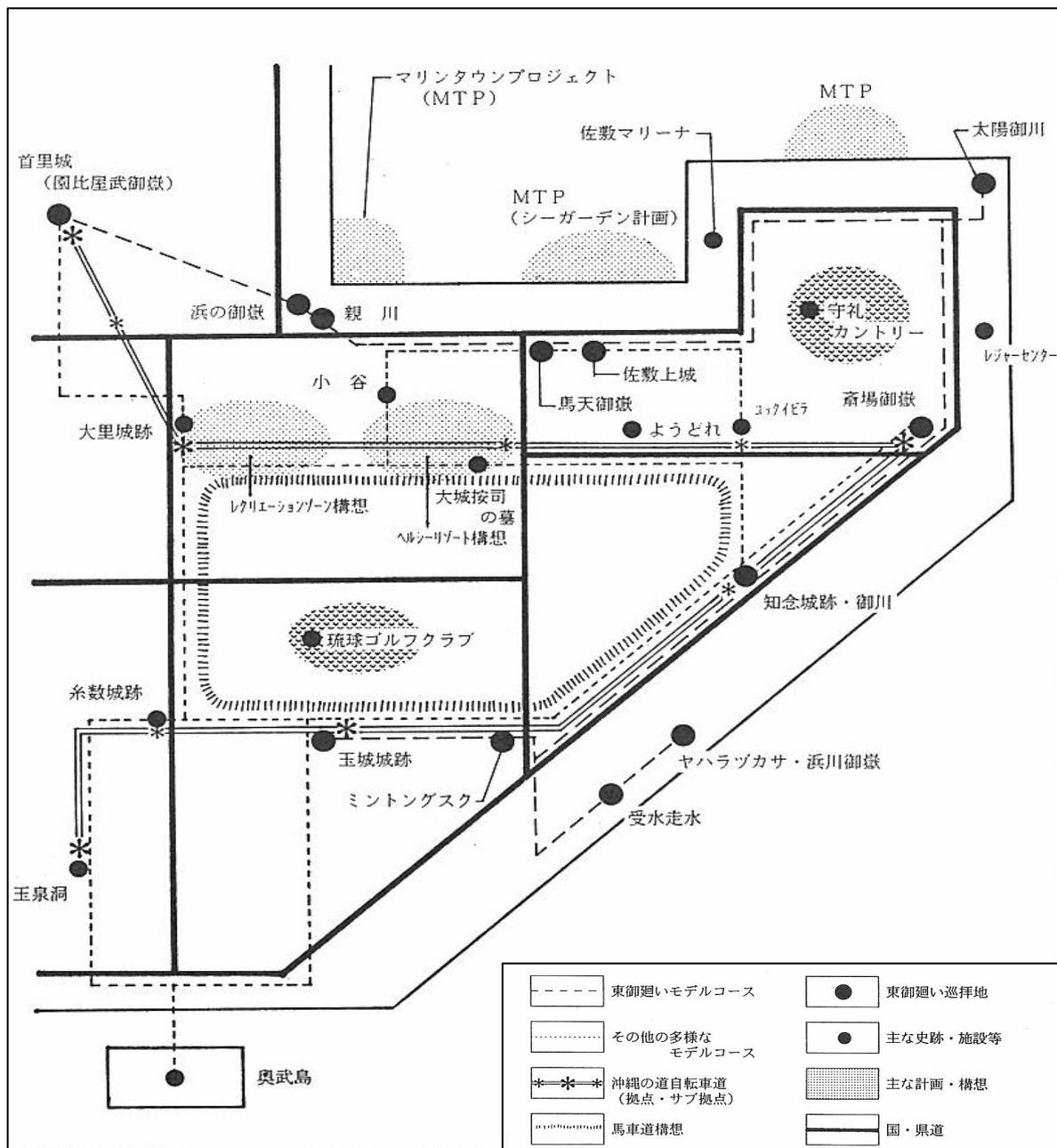
整備にあたっての5つの留意点

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1)地域の素材を活かす | 【風土性】 |
| (2)保全・整備の領域を守り、メリハリをつける | 【聖俗性】 |
| (3)わかりやすさと親しみやすさに配慮する | 【親近性】 |
| (4)地域の人的・物的資源を育み地域活力へつなげる | 【創造性】 |
| (5)国・県・市町村の関連計画・構想等を組み入れる | 【総合性】 |

表 歴史舞台と未来ロマンの回廊(多様なモデルコース)

コース	コースに位置づけられている史跡・文化財
①東御廻りコース	園比屋武御嶽、与那原浜の御殿、与那原親川、場天御嶽、佐敷上城、太陽御川、斎場御嶽、知念城跡・御川、受水走水、ヤハラヅカサ、浜川御嶽、ミントン城跡、玉城城跡
②宿次のみちコース	首里城、南風原間切番所跡、大里間切番所跡、佐敷間切番所跡、知念間切番所跡、玉城間切番所跡
③グスク巡りコース	首里城、大里城跡、大城城跡、知念城跡、垣花城跡、ミントン城跡、玉城城跡、糸数城跡
④尚巴志ゆかりのコース	大里城跡、小谷集落、場天御嶽、佐敷上城、ユックイビラ、佐敷ようどれ、大城按司の墓
⑤アマミキヨ伝承コース	玉城城跡、受水走水、ヤハラヅカサ、浜川御嶽、ミントン城跡、仲村渠樋川、垣花城跡、垣花樋川、カンチャ大川、知念城跡・御川、太陽御川

図 全体ストラクチャープラン



⑤佐敷グスク及び周辺整備基本構想(佐敷町 平成9年3月)・佐敷グスク及び周辺整備基本計画(佐敷町 平成10年3月)

本計画は「佐敷町全町植物園化構想」を受け、佐敷グスク一帯を歴史・文化拠点と位置付け、周囲の自然環境と共に保全活用を図ることを目的に策定された一連の計画である。歴史と文化財の拠点地区として佐敷グスクと周辺を整備し、これを取りまく自然環境の保全活用を図ることに重点が置かれている。

佐敷上グスクは、国指定史跡への格上げ指定に向けて、発掘調査が行われている。

■第一尚氏歴史の道構想

全町植物園化構想を具体化する上で、佐敷グスクを中心に関連する文化財と歴史的環境をネットワークさせた「第一尚氏の歴史の道構想」として位置づけている。

■佐敷グスク整備構想

「佐敷グスク整備構想」は、「佐敷グスクを中心とした歴史文化財これを取りまく緑の環境の保全活用」に重点を置いた計画として、5つのゾーンで構成している。

整備対象区域は11.7haと規模が大きいため、当該計画では佐敷グスクやタキノゾーンの一部からなる地区を第Ⅰ期(6.8ha)とし、苗代大比屋ゾーンを第Ⅱ期(3.5ha)、ようどれ、シチャダイバンタ、資料館地区を第Ⅲ期(1.4ha)と段階的に事業化を図ることが位置づけられている。

図 佐敷グスク整備基本計画・整備計画図



■整備基本計画

第Ⅰ期整備計画図及び整備の方針は以下の通りである。

図 第Ⅰ期整備基本計画図



表 整備方針

区域	方針
①佐敷グスク地区	<ul style="list-style-type: none"> ・往時のグスクとウェーガーの関係を修復するため現況の農道を南に迂回させる。また、既存宅地の部分は戦前の状況を回復する。 ・美里井からグスクにかけて堀切の存在が推測されるため、パッションフルーツの計画予定地の見直しを行う。 ・ノロ屋敷跡や火神一帯はグスクと関連して発掘をすすめる。利用案内、情報案内の場として位置づける。 ・県の史跡として位置づけられた後は、戦後の建造物・樹木等の移植撤去によって歴史的風致の回復を図る。
②グスク南包護林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・南側斜面は、造林によってグスク南側を包護する樹林地区とする。 ・給水タンクの整備は、グスクの雰囲気을 阻害しないように地下埋設や植栽緑化を施すことを考慮する。 ・駐車場は景観を阻害せず、かつ利用しやすい地区西端の農道沿いに配置し、植栽等を施す。
③タキノー地区	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区は保全緑地として余り手を付けず、御嶽や壕等を巡る散策路程度の整備とし、タキノーの頂部は雑木を伐採して眺望を楽しめる場所とする。
④グスク広場地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地区東側の平地は、展望を活かした芝生広場として整備する。 ・地区西側で合流する三本の水系は、可能な限り自然形態に戻した緑豊かな親水空間として整備する。

⑥ 系数城跡整備実施計画(玉城村教育委員会 平成12年3月)

本計画は、「系数城跡及び周辺整備構想」(平成2年)をふまえ、国指定史跡「系数城跡」の遺跡・遺構及び周辺施設の保存修理の検討と事業の実施計画を行うことを目的に策定されたものである。なお構想策定以降、平成8年度には周辺遺跡を含めた保存のあり方が考慮され、史跡指定区域の追加指定が行われており、本計画はそれらもふまえ、グスク及び周辺整備について計画している。

本計画では系数城跡及びその周囲を地形、歴史的土地利用、公園機能等を考慮して6つのエリアに区分し、それぞれ計画を設定している。とくに①城郭エリアは当該整備計画の核エリアと位置づけられ、石積みについては可能な限り往時の形態を再現するとしている。

事業計画として第1～3の整備期を設定し、第1期については平成22年度で終了した。

図 系数城跡整備実施計画・エリア区分図(一部加筆)



表 整備の基本方針

方針	内容
発掘調査に基づいた保存修理	城郭石積みの保存修理にあたっては、発掘調査・資料収集などから得られた結果を基本として行う。また、残存する城郭石積みと修復による新規石積みを明確に区別するための詳細な手法を、実施設計段階で検討する。
グスク空間としての保存整備	系数城跡のシンボル性を重視し、遠景・中景として石積みを見せる。また、城郭周辺の施設が景観を阻害しないよう配慮する。
不明個所の復元整備の方向性	正門櫓の規模形態や殿舎跡、蔵屋敷遺跡などの不明部分については、今後とも資料収集等継続した調査を行い、復元整備に向けた検討を行う。
信仰対象の場の保存	「系数之御嶽」や「根石グスク」といった信仰の対象となっている拝所については、信仰的空間を構成する御嶽林の保護・育成を図り、整備に支障のない限り

方針	内容
	保存を基本とする。
史跡の利用方針	往時の状態に復元することを前提としながら、過年度調査「基本構想」の方針を受け、文化財の保存を基本とする範囲内で、レクリエーション等にも活用できるような整備を検討する。
周辺施設について	周辺施設については、駐車場に隣接した位置にガイダンス施設を配置し、周辺情報の提供、休憩所及び便所、管理事務所等の機能を併せ持った施設とし、城郭石積みの景観を阻害しないよう、デザイン等に配慮する。
植栽計画	現況調査に基づき城郭石積みを破壊する恐れのないような配置とする。また、樹根の生育による城壁破壊の恐れがある場合は、現況調査を行い歴史的景観に十分配慮しながら整枝、撤去等を行う。
整備別整備計画の作成	本整備計画の円滑な実現に向けて、各整備期における対象施設の特徴、機能等を考慮しながら、整備区分を設けた年度別整備計画を策定する。

表 事業計画

整備期	内容	対象施設
第1期	城郭石積みの保存修理を行い、風格ある城景観の再生を図る。なお、殿舎跡北側の寸断された城郭石積みの復元整備は、城郭内の諸施設の整備が終了した時点で行う。	城郭石積み
第2期	園路・広場等の施設を整備し、城郭エリアと周辺に点在する遺跡・遺構とのネットワークを構築して、城跡の利用促進と快適で円滑な城跡利用を図る。	園路、広場、ガイダンス施設、展望デッキ、柵、外灯、水飲み場、植栽など
第3期	殿舎、蔵屋敷などの建物や門(正門、裏門)の復元整備を行い、本城跡全域にわたって往時の形態を再現する。	殿舎、掘建て柱建物、蔵屋敷、正門、裏門

⑦島尻東地区田園空間博物館整備基本計画(平成13年2月)

本計画は、農林水産省が平成10年度より展開している「田園整備事業」のうち、「田園空間博物館整備事業」を受けて策定されたものである。田園空間博物館整備事業は、農村地域の地域特性を生かしたアイデンティティを回復し、魅力ある農村の形成を目的としており、対象地域を農業の歴史を背景とした田園博物館と見立てて、伝統的農業施設や農村景観等の地域資源を展示施設として整備を行うとともに、個々の展示施設や総合案内所を田園散策の道で有機的に結ぶこと等が盛り込まれている。

本計画においては島尻東地区（玉城地区・知念地区）を対象とし、「歴史と湧水の稲作発祥の郷」をコンセプトに4つのサブテーマを設け、そのサブテーマに沿って整備地区を設けている。

本計画は、平成12年度から17年にかけて整備事業が実施され、百名・新原地区の遊歩道や船越地区の船越大川の復元等がなされた。

メインテーマ

歴史と湧水の稲作発祥の郷

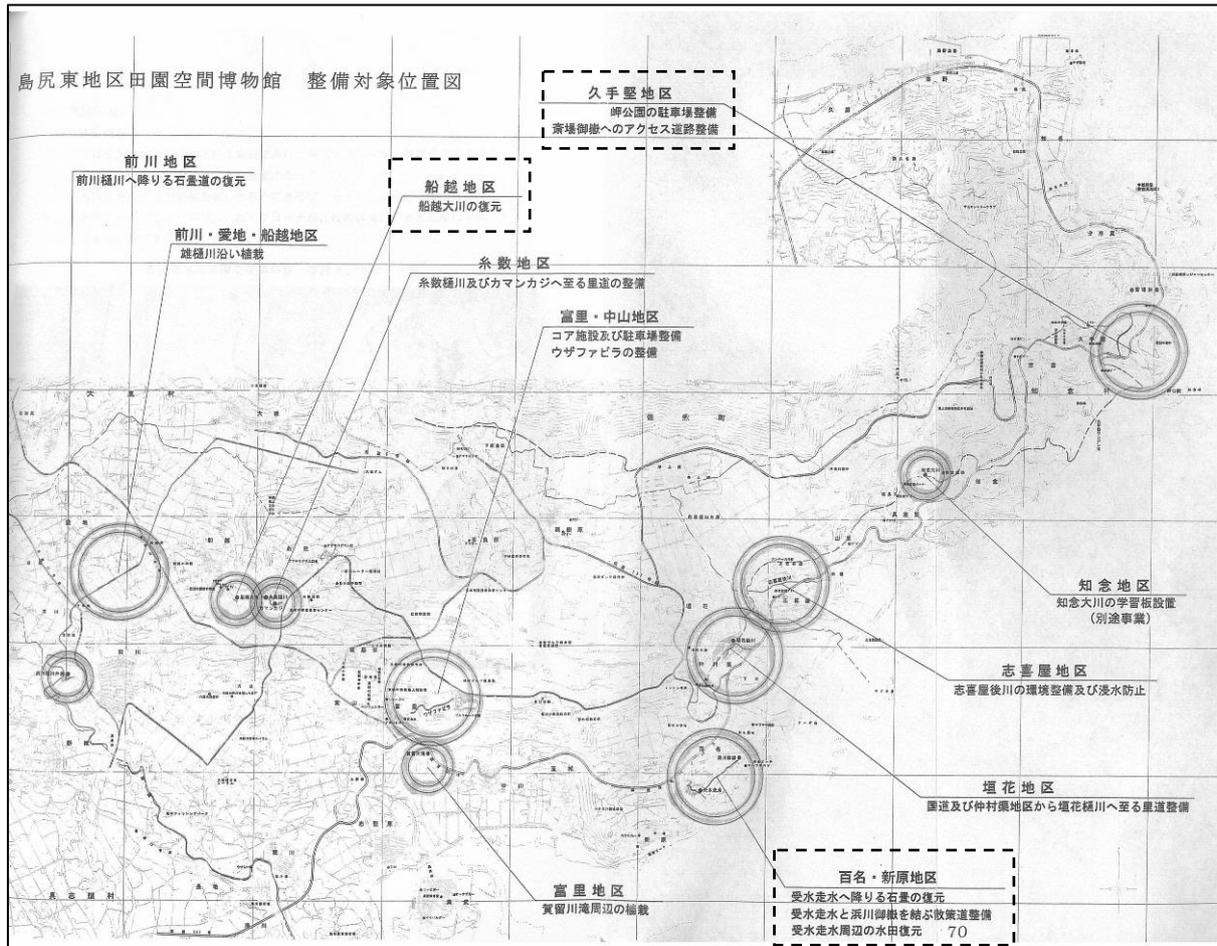
サブテーマ

- ①稲作発祥から現在の主要作物であるサトウキビまでの農耕歴史の紹介
- ②五穀豊穰祈願に関連する東ウマーイ及び稲作発祥伝説の地としての再認識
- ③生活や農耕に関連する湧水や小川の再生
- ④上記を踏まえた体験学習の取り組みや地域間及び他地域との交流促進

表 テーマ別整備地区と基本方針

整備地区	対象地域	基本方針
①コア施設整備	富里・中山地区	<ul style="list-style-type: none"> ・島尻東地区における田園空間博物館の中心をなすもので、地域における農業の紹介や歴史、また、地区全体の総合案内所としての機能を有するものとする。 ・コア施設の主な役割は、上記に加え、総合案内所、農業の歴史(解説、展示)、地域農産物の展示販売等とする。
②農耕祭祀儀礼地区の整備	百名・新原地区 久手堅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・琉球開びやく神話や稲作発祥の地に由来する歴史的な施設の整備や解説を行う。 ・また、稲作の体験学習の場の提供を行う。
③湧水と農耕環境整備	垣花地区 船越地区 糸数地区 前川・愛知・船越地区 前川地区 富里地区 志喜屋地区 知念地区	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県内では島尻東地区の湧水は特徴的なものであり、湧水と農耕及び農村の生活を再現し、湧水の恵みを楽しむよう整備を行う。 ・湧水は多様な生物や植物をはぐくんでおり自然環境に配慮したものとする。
④伝統的農村集落景観整備(将来に向けての提案) ※整備対象外	船越集落地区 仲村渠集落地区	<ul style="list-style-type: none"> ・農村の風景は田園風景ばかりでなく、古い集落の家なみや周辺の緑も農村の風景である。島尻東地区の中でも特に石積みや屋敷まわりの防風林、石畳等の保存の良い個所を選定し、農村集落風景の再現の提案を行う。 ・本計画では、集落内に残るカー等の文化財や散策路等のサインの参考資料とする。

図 整備対象位置図(一部加筆 破線枠は整備がなされた地区)



⑧玉城城跡整備実施計画(平成17年3月)

本計画は、玉城村の「第3次総合計画」を受け、国指定史跡である玉城城跡の保存修理及びその周辺を含めた史跡利活用のための基本的な方針や整備方法、史跡を中心とした土地利用構想をまとめたものである。

本計画では史跡保全整備に関する基本方針として「グスクとしての保全整備」「聖域としての尊厳性の確保」「周辺環境を含めた景観の保全及び歴史的景観の再生」「文化遺産、学習の場としての活用(文化遺産の継承)」の4つを定めており、史実にのっとった整備を行うことや、周辺施設との連携をはかることなどが位置づけられている。

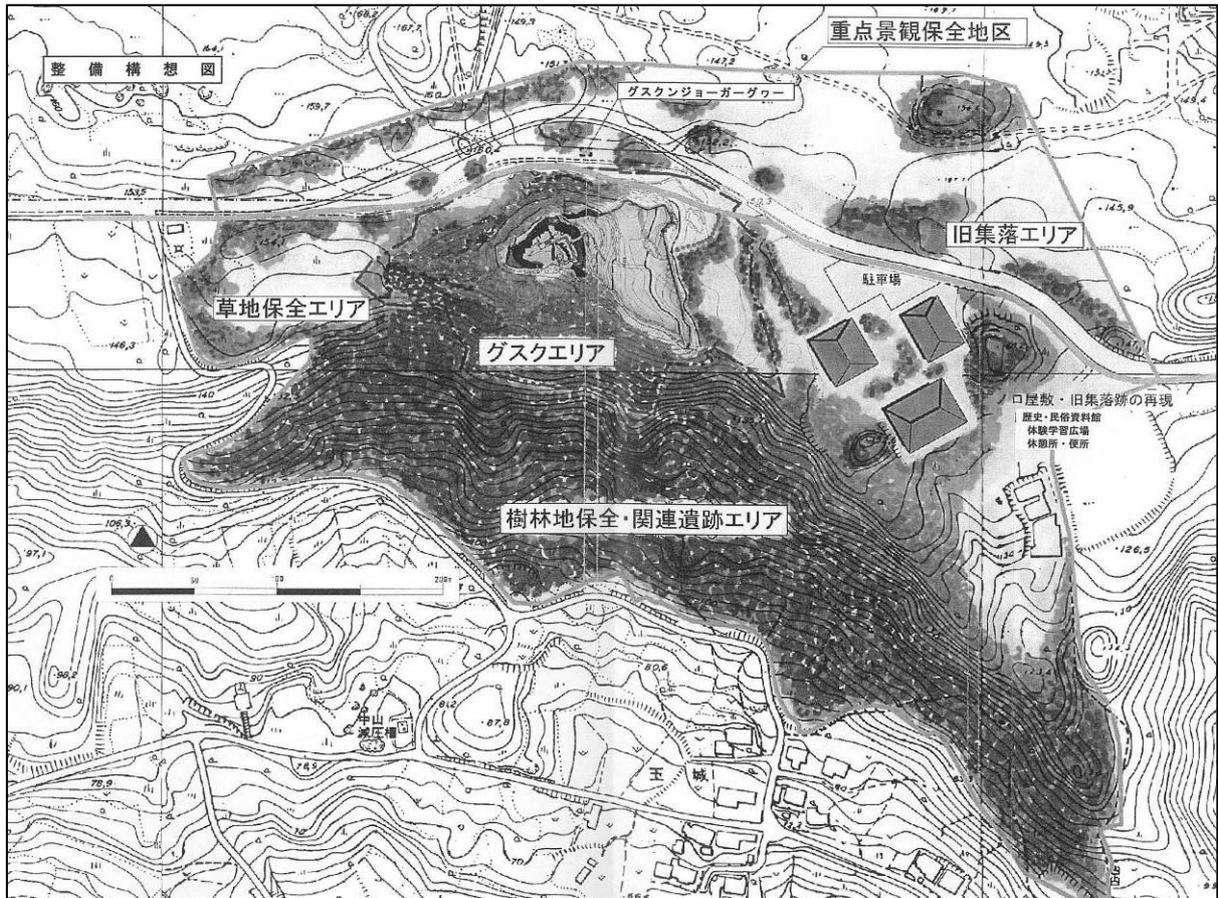
また、実施計画では史跡範囲を4つのゾーンに区分してそれぞれの計画を定めた他、関連する項目として「宿道及び関連施設」「周辺景観保全」を挙げている。

玉城城跡は現在、玉城城跡保存修理事業が進められている。

表 ゾーン別の実実施計画

ゾーニング	実施計画
グスクエリア	<ul style="list-style-type: none"> 玉城城跡の核となる部分で、史実を基本とした保全整備が中心となる。 歴史的な遺産である城跡を発掘調査をもとに可能な範囲で往時を再現することとする。 見学者の便宜を図るべくその動線が円滑になるよう、保全整備に支障のない範囲で配慮を行うものとする。
樹林地保全・関連遺跡エリア	<ul style="list-style-type: none"> 城跡南側崖面に展開する緑地を主体としたエリアで、玉城城跡を聖地として際立たせる鬱蒼とした緑地が展開し、クラシムウジョー、旧日本軍陣地跡などが分布している。この玉城城跡周辺部分における近年の施設以外は、城跡との関連が考えられるものの明確な位置づけは不明で、今後の解明が期待される。 樹林地保全・関連遺跡エリアは、景観要素としてはきわめて重要な部分であり、地形(崖面)や自然要素は保全することが求められる。
草地保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> 農業党の日常的生活空間との接点を持つ部分である。城跡との関連は不明であるが、グスクとしての防備を考えた場合、このエリアを含めた西側部分はきわめて特異な場所で、本来ならば武家屋敷やそれに代わる何らかの防備的な機能を有することが必要であると考えられる。 景観要素としても重要であるが、城跡の機能を究明する上でも貴重な場所であると考えられ、保全することが必要であると判断される。
旧集落エリア	<ul style="list-style-type: none"> 先の大戦以後、この部分の集落は消滅し、旧集落を忍ばせるものはほとんどなくなり、玉城少年自然の家がそのほとんどを利用している。 自然の家の活動内容については、城跡の環境整備と基本的な部分で整合するものが多く、将来的には競合することが必要であると考えられる。 自然の家の施設について、将来、建て替え等が生じた場合は城跡と一体となった旧集落を彷彿とする施設整備が望ましい。
宿道及び関連施設(関連する項目)	<ul style="list-style-type: none"> 城跡を中心に宿道が展開しているが、戦後、北側地域が米軍により接收され、また道路整備などにより平面線形や縦断形態が戦前のものとは異なっている。 往時(戦前)の宿道は、松並木で、幅もそれほど大きくなく小さい石がごろごろしている道で、クビリグーと呼ばれる急な坂道もあり、通学などに利用していたとされ、これらの施設も復元が必要であると考えられる。
周辺景観保全(関連する項目)	<ul style="list-style-type: none"> 玉城城跡は南側が崖面で、北側に平坦部分が展開している。南崖面については地形的な要因もあってそれほどの改変を受けていないが、北側部分については現在ゴルフ場として利用されている。 北側部分については貴重な文化財が点在しており、この一帯についても景観的な要素として重要であると考えられ、今後も地形改変がなされないような土地利用が望ましい。

図 実施計画図



南城市歴史文化基本構想・保存活用計画

平成23年3月

南城市教育委員会文化課

〒901-1292 沖縄県南城市大里字仲間 807 番地

TEL 098-946-8990 FAX 098-946-5822